

稲沢市公共用地境界確認事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は稲沢市所管の公共用地に係る境界確認事務を、適正かつ円滑に運用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(境界確認財産の範囲)

第2条 この要領で取り扱う公共用地とは、稲沢市、又は稲沢市長（以下「管理者」という。）が管理する次の各号に該当する市有地、県有地又は国有地をいう。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に規定する市道
- (2) 河川法（昭和39年法律第167号）第100条に規定する準用河川
- (3) 稲沢市公共用物管理条例（平成17年稲沢市条例第82号）に規定する公共用物

(境界立会の申請)

第3条 公共用地境界立会申請書（様式第1号）の申請は稲沢市長に提出するものとする。

(申請者)

第4条 申請者は土地所有者とする。ただし、次の各号に該当する場合はそれぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 法人が土地所有者の場合
代表者とする。ただし、法人が解散又は倒産した場合は清算人又は管財人とする。
- (2) 共有地の場合
原則として共有者全員とする。ただし、共有者全員の委任を受け1名で申請することができる。
- (3) 土地所有者が死亡している場合
原則として相続人全員とする。ただし、相続人の委任を受け1名で申請することができる。いずれの場合も被相続人を記名のうえ相続人が併記捺印して申請するものとする。
- (4) 未成年者、被成年後見人、又は被保佐人の場合
法定代理人（親権者、後見人、又は保佐人）とし、申請書に法定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者記名のうえ法定代理人が併記捺印して申請するものとする。
- (5) 開発行為、工事施行又は公用廃止の申請で、土地所有者が多数の場合
その施工者等が土地所有者の委任を受け申請をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、土地所有者に代わって事務の一部を代行する場合は、その代行者が申請書に委任状（様式第2号）を添付のうえ事務を行うことができる。

(添付書類)

第5条 添付書類は次のとおりとする。

- (1) 位置図（縮尺 1/2, 500 程度）
- (2) 公図写し
- (3) 登記事項証明書又は要約書（申請地のみ）
- (4) 関係土地所有者一覧表（様式第3号）
- (5) 現況実測平面図
- (6) 現況断面図
- (7) 委任状
- (8) 境界立会に参考となる測量図等
- (9) その他管理者が必要と認める図書

(書類審査・受理)

第6条 管理者は、申請を受けたときは次の事項を審査し、境界立会を実施することが適当であると認めたときは、公共用地境界立会申請受付簿（様式第4号）に登録するものとする。

- (1) 申請者が申請適格を備えていること。
- (2) 境界立会しようとする土地は、第2条に列記した公共用地であること。
- (3) 申請書に必要事項が記載され、かつ、必要図書が添付されていること。

(事前調査)

第7条 管理者は申請地について必要に応じて次の事項を調査するものとする。

- (1) 旧土地台帳等及び周辺土地の沿革
- (2) 法務局備付地図（公図）の分筆、合筆等の経過
- (3) 境界付近地の沿革が確認できる市町村、社寺、旧家等が所蔵する古図、換地図等
- (4) 過去の立会記録、資料等
- (5) 県公文書館資料（地籍図、地籍帳等）

(申請に基づく立会等の通知)

第8条 管理者は、申請書を受理したときは、申請者に対し、立会場所、立会日時及びその他必要な事項を通知するものとする。

2 管理者は、同時に立会が必要と認められる申請地に隣接する土地所有者、対側地所有者、地元関係者等に対しては、申請者から立会依頼させるものとする。

ただし、申請人からの依頼では立会に応じない者がいる場合においては、申請人と管理者により対応を協議するものとする。

(現地における境界立会)

第9条 管理者は立会にあたり、申請書に添付されている関係土地所有者一覧表（様式第3号）により立会者を確認するものとする。

2 管理者は、関係土地所有者一覧表による立会者が、立会を委任（様式第5号）

した場合は、その受任者を確認して、原則として立会者全員をもって境界立会を行うものとする。

3 管理者は、境界立会に際し、立会者が了知している既設杭の位置等の情報の提供を求めるものとする。

4 管理者は、現況実測平面図、公図写及び登記事項証明書又は要約書等、その他参考とすべき資料に基づいて境界立会を行うものとする。

(境界立会報告書の作成)

第10条 管理者は、境界立会をした場合は、境界立会報告書(様式第6号)及び必要な成果資料を作成させるものとする。

(境界立会報告書の審査及び確認)

第11条 管理者は、前条の境界立会報告書の内容を審査し、境界確認の決裁をするものとする。

(境界確認図書の作成)

第12条 管理者は、現地立会の協議が整ったときは申請者に次の境界確認図書(各2通)を提出させるものとする。

- (1) 境界確認証明書交付申請書・境界確認証明書(様式第7号)
- (2) 位置図(縮尺1/2, 500程度)
- (3) 公図写し
- (4) 確定測量図(朱線図示)
- (5) 現況断面図
- (6) 利害関係人の境界立会確認書(様式第8号)
- (7) 境界標及び引照点2点以上の写真
- (8) その他管理者が必要と認める図書

(境界確認証明書の交付)

第13条 管理者は、前項の図書を受領したときは、内容を審査し申請者に境界確認証明書交付申請書・境界確認証明書(様式第7号)を交付するものとする。

(申請書の取下)

第14条 申請書の取り下げは、申請者から公共用地境界立会申請書取下願(様式第9号)に理由を記して提出させるものとする。

(申請書の却下)

第15条 管理者は、次の場合、公共用地境界立会申請書却下通知書(様式第10号)により、受領した申請書を却下することができる。

- (1) 申請者に提出を求めた書類が提出されず、提出を求めた日から60日以内に提出がない場合。
- (2) 申請者に第8条による現地立会の通知をするも、これに応じず、申請書受理日から60日以内に現地立会に応じない場合。
- (3) 管理者は、前項の通知が申請人に到達しない時は、告示をもって通知に代

えるものとする。

(境界立会の不調通知)

第16条 管理者は、次の場合には公共用地境界立会不調通知書(様式第11号)により申請者に通知するものとする。

- (1) 申請者と境界について協議が整わない場合。
- (2) 公共用地境界立会を実施した日から1年以内に提出されない場合。
- (3) 申請する土地が訴訟又は紛争中の場合。ただし訴訟内容により境界立会を行っても支障のないものは、この限りではない。
- (4) その他境界を確定することができない場合。

(区域確認)

第17条 区域確認とは、次の各号に掲げる道路及び河川の区域を確認することをいうものとする。

- (1) 道路法(昭和27年法律第180号)第3条第4号に規定する市道の区域
- (2) 河川法(昭和39年法律第167号)第100条に規定する準用河川の区域
- (3) 稲沢市公共用物管理条例(平成17年稲沢市条例第82号)に規定する公共用物の区域

2 前項の区域確認に関する取扱いについては、第2条から第16条までの規定を準用して行うものとする。この場合において、「境界確認」を「区域確認」と読み替えて適用するものとする。

(対側地の立会基準)

第18条 原則としては対側地所有者の確認を得て道路幅員を確認するものとする。ただし、次の各号に該当する場合にはその確認を要しない。

- (1) 道路幅員が4.0m以上の場合。
- (2) 対側地が確定しているとき。
- (3) 換地事業(区画整理、土地改良)並びに国土調査事業がなされ、数値資料または座標にて復元可能な区域。
- (4) 過去に申請地で公共用地境界が確定されており、現地にて境界標、数値資料等を基に復元可能な場合。
- (5) 管理者との協議により不要とする場合。

(登記の手續)

第19条 管理者は、境界確認の結果、地図訂正及び地積更正の登記を必要と認めるときは、申請者に対し、その手續きを速やかに行うように指導するとともに地図訂正にあってはその手續後の公図写しを提出させるものとする。

(雑則)

第20条 この事務取扱要領に定めのないものについては、その都度稲沢市長が定めるものとする。

付 則

- 1 この要領は平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行以前に申請のあったものは、この要領の規定にかかわらず、従

前の取扱による。

付 則

- 1 この要領は平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行以前に申請のあったものは、この要領の規定にかかわらず、従前の取扱による。

付 則

- 1 この要領は平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行以前に申請のあったものは、この要領の規定にかかわらず、従前の取扱による。

付 則

- 1 この要領は平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行以前に申請のあったものは、この要領の規定にかかわらず、従前の取扱による。

付 則

- 1 この要領は平成30年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行以前に申請のあったものは、この要領の規定にかかわらず、従前の取扱による。

付 則

- 1 この要領は令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行以前に申請のあったものは、この要領の規定にかかわらず、従前の取扱による。